

令和 7 年度
第 3 回
糸魚川市地域公共交通協議会
議案書
(書面協議)

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第 1 号 | えちご押上ひすい海岸駅事後評価結果…………… | 1 |
| 議案第 2 号 | コミュニティバス・乗合タクシーにおける路線の 新設（運行経路の一部変更）及び停留所の新設…………… | 4 |
| 報告第 1 号 | 糸魚川市地域公共交通協議会規約の一部改正…………… | 12 |

日にち 令和 8 年 1 月 29 日（木）から
令和 8 年 2 月 9 日（月）まで

事後評価 総括表

【幹線鉄道等活性化事業費補助（形成計画事業）】

事業者名【糸魚川市地域公共交通協議会】

| ○事業概要 注1 | | | |
|--|--|---|---|
| 事業名 | えちごトキめき鉄道新駅設置事業 | 整備区間 | 日本海ひすいライン 糸魚川駅～梶屋敷駅間（約4.3km） |
| 事業期間 | 令和元年12月12日（鉄道施設変更認可） ～令和3年3月13日（開業） | 総事業費 | 5.15億円（令和3年度価格） |
| ○事業の目的（ミッション） | | | |
| 目的 | ≪当該事業の背景、必要性≫ ・新駅設置の動きは、昭和47年に県立糸魚川高校が市街地から現在地に移転した頃に挙がり、生徒の通学利便性確保が課題となっていた。押上地区は、周辺地区や高校の保護者会等と連携し、新駅設置についての要望活動や新駅設置をきっかけとした地域づくりの計画を進めてきた。 ・押上地区は、県立糸魚川高校や新潟県糸魚川地域振興局、当市の基幹病院である糸魚川総合病院など公共施設や医療施設にも近く、特に日本海ひすいライン南側では、宅地造成や住居系土地区画整理事業、新幹線関連の道路整備に伴う宅地開発等、新たに整備された都市計画道路周辺を中心に市街化が進展している。 ・高校への通学はもとより、事業所への通勤や通院、スーパー等への買い物にも一定の利用が見込まれる地域であり、えちごトキめき鉄道の利便性向上と経営の安定化、押上地区を中心とした駅周辺地域の活性化を図るものである。 | | |
| | ≪事業目的≫ ・えちごトキめき鉄道の利便性向上、利用者増加による経営の安定化 ・新駅設置をきっかけとした駅周辺地域の活性化 | ≪関連する政策目標≫ ・市民、交通事業者、市が協働し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通を実現する。 【糸魚川市地域公共交通網形成計画より】 | |
| ○事業を取り巻く社会経済情勢の変化 | | | |
| 本駅については、東京五輪やコロナ禍による建設資材の価格高騰等を受け事業費が増加するとともに、コロナ禍による行動制限のため開業時（令和2年度）の利用者数が予測を大幅に下回るなど、想定外の大きな影響を受けた。利用者については、コロナ禍の回復や地元利用の増加により年々着実な増加を続けているが、利用者の多くを占める最寄りの県立糸魚川高校の募集定員は、令和元年度の200名から令和3年度以降は120名にまで急激に減少し、少子化の影響を大きく受けている。 | | | |
| ○事業による効果・影響等の算定基礎となった諸要因の変化 注1 | | | |
| 要因 | 想定値（新規採択時） | 実績値 | 変化の要因 |
| 事業費 | 4.04億円 | 5.15億円 | ・建設資材の高騰 ・線路下通信ケーブルへ配慮した追加工事の実施 |
| 工期 | 2年0ヶ月 | 2年0ヶ月 | |
| 利用者数 | 742人/日 （開業時の想定値） | 令和2年度：104人/日 令和3年度：142人/日 令和4年度：182人/日 令和5年度：230人/日 令和6年度：236人/日 【参考】 令和7年度：255人/日 ※糸魚川市調査 5月・8月の土・平日 の計4日間の平均 | 新型コロナの影響もあり、開業時は低迷していたが、コロナ禍の回復や地元利用により年々増加している。 しかし、人口減少や少子化、特に最寄りの糸魚川高校の募集人員減少の影響もあり、想定よりも少ない状況となっている。 |
| ○事業の効果の発現状況 | | | |
| 評価項目 | 評価結果 | | |
| ■利用者への効果・影響 | ・隣接する糸魚川駅の本駅開業後の利用者は大きく減少しておらず、増加している年もあるなど、新規利用者の獲得に繋がっている。 ・通勤需要や夜間の懇親会利用など、目的地としてではなく出発駅としての新た | | |

| | | |
|--------------|------|--|
| ■ 社会全体への効果影響 | 住民生活 | <p>な利用もあり、周辺地域の利便性向上に寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の向上により、開業後の住宅新築件数は押上地区で27件、隣接する寺町地区でも23件あり、駅周辺の賑わいの向上に寄与している。 ・近隣の幼稚園・保育園の遠足や学校の校外学習など、開業後は毎年団体利用も行われ、保育や教育活動でも活用されている。 ・タクシー運転手の減少による稼働台数の減少に伴う代替交通として、懇親会時の利用も見られる。 ・夏季においては、近隣の「ヒスイ海岸」への石拾いや海水浴等の利用、中には北陸新幹線からの乗り継ぎ客も見られるなど、観光客への利便性向上にも寄与している。 ・押上地区では、新型コロナが5類移行した令和5年度以降、毎年70～80名が参加し、本駅から鉄道を利用した親睦旅行を行い、区民の地域づくり機運の醸成及びコミュニティ活動の活性化に繋げている。 |
| | 地域経済 | |
| | 地域社会 | |
| | 環境 | |
| | 安全 | |

| | | | | | | | |
|---|----|----------------|--|-----------|-------------------|---------------|---------------|
| ■ 費用便益分析 [令和7年度価格] 注2 計算期間：30年(50年) | 費用 | 6.28億円(6.71億円) | 貨幣換算した主要な費用：建設費 維持改良・再投資 | | | | |
| | 便益 | 4.44億円(5.14億円) | 貨幣換算した主要な便益：移動時間短縮 交通費用減少 供給者便益 補完事業者便益 | | | | |
| | 指標 | 費用便益比 B/C | 0.71 (0.77) | 純現在価値 NPV | -1.84億円 (-1.57億円) | 経済的内部収益率 EIRR | 1.46% (2.56%) |
| ※新規事業採択時評価と数値が異なる理由 工事費の上昇、鉄道利用者数の減少や、糸魚川高校の定員数減少によるもの | | | | | | | |

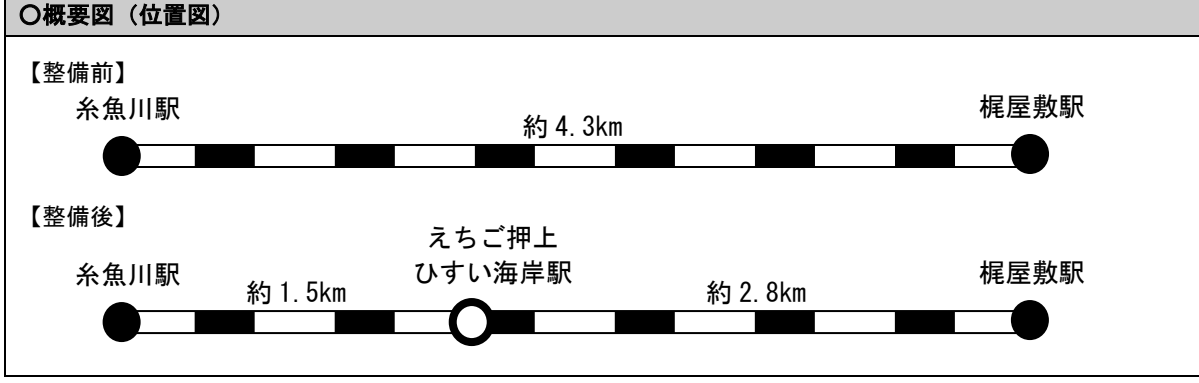
上記分析の基礎とした需要予測
 開業後の実績に基づき、令和7年度（事後評価時点）以降を予測
 令和8年度以降、利用者数は毎年1.1～1.4%程度ずつ減少すると想定
 （新潟県の将来推計人口の変化率（国立社会保障・人口問題研究所）を適用）

○事業実施による地球的環境、局地的環境の変化
 駅周辺（特に駅南側）における宅地開発や道路整備が進展するとともに、地元押上地区住民により駅周辺の花壇整備や美化活動、待合室内でのヒスイ海岸の紹介（資料の展示等）が行われるなど、地域づくり活動の活性化が図られた。また、地元住民による夜間の懇親会利用が認められる一方、タクシー運転手の減少もありタクシーの夜間稼働台数は減少しており、自家用車送迎からの転換も合わせCO2排出量の削減にも寄与している。

○改善措置の必要性
 事業費の増加及び利用者の低迷のため、費用便益比が1.0を割り込んでいるが、本駅利用者の令和6年度までの伸び率（令和2年度比227%）は、日本海ひすいライン全駅の伸び率（同106%）やえちごトキめき鉄道全駅の伸び率（同113%）を大きく上回っており、利用者は着実に増加しており事業効果が認められる。えちごトキめき鉄道では、糸魚川高校入学時に通学定期券の学校への出張販売を実施したり、全線において年に数回、イベントに合わせてこども（小学生）無料の日を設け保護者も含めた鉄道利用を喚起するなど、利用促進に努めているが、更なる利用者の増加を目指し今後も行政とも協力しながら利用促進の取り組みを進めていく。

○今後の事後評価の必要性
 利用者は想定を下回っているが全駅を大きく上回る伸び率で着実に増加しており、糸魚川高校への通学利便性が向上するとともに、宅地開発や道路整備も進展するなど、目的とする駅周辺の活性化が図られ、事業効果は発揮されていると認められるため、今後の事後評価は不要と考える。

○同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直しの必要性
 特になし



○備考

※評価実施時期 令和7年度

※評価の過程で使用したデータ等

- ・えちごトキめき鉄道 OD 表（同社提供）
- ・えちごトキめき鉄道各駅乗車人数（同社公表）
- ・えちご押上ひすい海岸駅乗降調査（糸魚川市提供）
- ・えちご押上ひすい海岸駅利用者アンケート調査（R7.8.29 実施）
- ・令和6年新潟県の賃金・労働時間・雇用の動き 調査報告書（新潟県公表）
- ・ヒスイ海岸観光入込客数（糸魚川市提供）
- ・糸魚川市広域移動実態調査（R6.8 実施：糸魚川市提供）
- ・建築確認申請件数（糸魚川市提供） 等

※参考値

計算期間：30年（カッコ内は50年便益）

・社会的割引率1%の場合：B/C=1.07（1.24）

・社会的割引率2%の場合：B/C=0.93（1.04）

注1：段階的に整備が進められた事業においては、事業期間や事業費、輸送人員等について、各供用段階における数値を記述する。

注2：表中の（）内は50年の計算期間を前提とした場合の数値を示す。

注3：費用便益比 B/C について、社会的割引率を4%に設定した値とするが、1%及び2%に設定した値について、参考値として備考欄に記載することができる。

【参考：指標の説明】

| 名称 | 説明 |
|-----------------|---|
| 便益の計算期間 | ・鉄道整備事業の財務分析における計算期間は、慣習的に30年が用いられているが、近年、技術的耐久性が向上し、寿命が50年程度の施設構成要素が多くなってきているため、50年計算も行い（）内に示している。 |
| 純現在価値 (NPV) | ・便益から費用を差し引いたもので、B/C=1の場合は0円となり、数値が大きいほど事業効果が大きいと認められる。 |
| 経済的內部収益率 (EIRR) | ・社会的割引率が何パーセントであればB/C=1となるかを示す指標であり、数値が大きいほど事業効果が大きいと認められる。 |
| 社会的割引率 | ・将来の便益、費用を現在の価値で評価するための指標 |

コミュニティバス・乗合タクシーにおける路線の新設（運行経路の一部変更）及び停留所の新設

1 協議内容

(1) 要旨

利用者のさらなる利便性の向上のために既存の運行経路の一部を変更するとともに新たに停留所を設置するもの。

(2) 対象路線

ア きらら青海・玉ノ木線（運行事業者：株式会社 ツカダ運輸）

（路線の概要）

- ・路線バスの運行がない玉ノ木地区や歌外波地区と鉄道駅や青海地域内の拠点施設とを結んでいる路線。
- ・週1回（毎週金曜日）運行。

イ 夏中・小滝駅線（運行事業者：有限会社 糸魚川タクシー）

（路線の概要）

- ・路線バスの運行がない小滝地区内の公民館や鉄道駅などの地区内の拠点を結んでいる路線。
- ・週1回（毎週水曜日）運行。

(3) 路線の新設（運行経路の一部変更）及び停留所の新設の内容

ア きらら青海・玉ノ木線

(ア) 概要

歌地区内における現行の停留所は、居住が集積する範囲から一定の距離離れている状況にあることから、歌地区内の居住が集積する範囲内を運行する路線の新設及び地区の拠点となる場所を含めた停留所を新設することで利便性の向上を図るもの。

(イ) 新設する路線

別紙1のとおり

(ウ) 新設する停留所

| 名称 | 位置 | 区分 | 運行順 | |
|-----------|----------|------|-----|----|
| | | | 往路 | 復路 |
| 玉ノ木 | 糸魚川市大字市振 | 【既設】 | ↓ | ↑ |
| 市振駅前 | 糸魚川市大字市振 | | | |
| 市振小学校前 | 糸魚川市大字市振 | | | |
| 桔梗屋前 | 糸魚川市大字市振 | | | |
| 親不知観光ホテル前 | 糸魚川市大字市振 | | | |
| 外波三叉路 | 糸魚川市大字外波 | | | |
| ピアパーク入口 | 糸魚川市大字外波 | | | |
| 歌外波小学校入口前 | 糸魚川市大字外波 | | | |
| 親不知駅前 | 糸魚川市大字歌 | | | |
| 歌地区入口 | 糸魚川市大字歌 | | | |
| 歌外波地区公民館 | 糸魚川市大字歌 | 【新設】 | | |
| 歌地区南 | 糸魚川市大字歌 | 【新設】 | (※) | |
| 歌地区北 | 糸魚川市大字歌 | 【新設】 | | |
| 宮花町 | 糸魚川市大字青海 | 【既設】 | ↓ | |
| 青海駅前 | 糸魚川市大字青海 | | | |
| 藤浪歯科医院前 | 糸魚川市大字青海 | | | |
| きらら青海 | 糸魚川市大字青海 | | | |
| ほっこり館 | 糸魚川市大字青海 | | | |

※利用者の利便性及び安全性の確保の観点から往路・復路ともに「歌外波地区公民館」「歌地区南」「歌地区北」の順で運行するものとする。

イ 夏中・小滝駅線（運行事業者：有限会社 糸魚川タクシー）

(ア) 概要

通院・買い物などの日常生活に不可欠な移動の充実を図るために、スーパーマーケットや総合病院などがある市街地を運行するための路線の新設及び停留所を新設し、アクセス性の向上を図るもの。

(イ) 新設する路線

別紙2のとおり

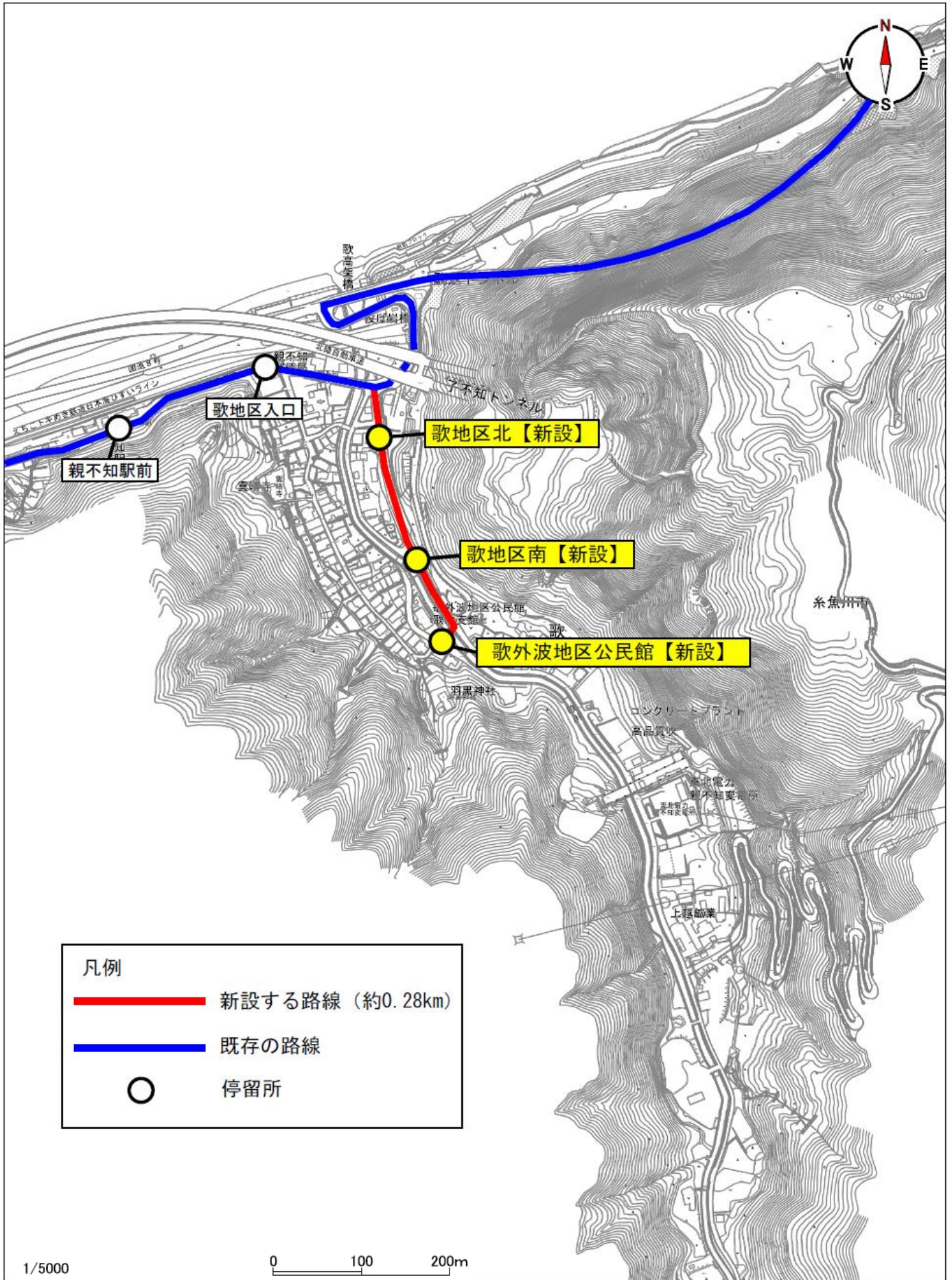
(ウ) 新設する停留所




| 名称 | 位置 | 区分 | 運行順 | |
|--------------|-----------|------|-----|----|
| | | | 往路 | 復路 |
| 夏中（中村益雄様宅前） | 糸魚川市大字小滝 | 【既設】 | ↓ | ↑ |
| 東峰地区公民館 | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| 瀬野田地区公民館 | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| 小滝診療所（公民館） | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| 岡（中村武様宅前） | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| 小滝診療所（公民館） | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| 小滝駅 | 糸魚川市大字小滝 | | | |
| ひすいの湯 | 糸魚川市大字大野 | 【新設】 | ↓ | |
| ショッピングセンター入口 | 糸魚川市上刈 | 【新設】 | | |
| 糸魚川駅アルプスロ | 糸魚川市大町 | 【新設】 | | |
| 糸魚川総合病院 | 糸魚川市大字竹ヶ花 | 【新設】 | | |

2 協議が調っていることの証明書

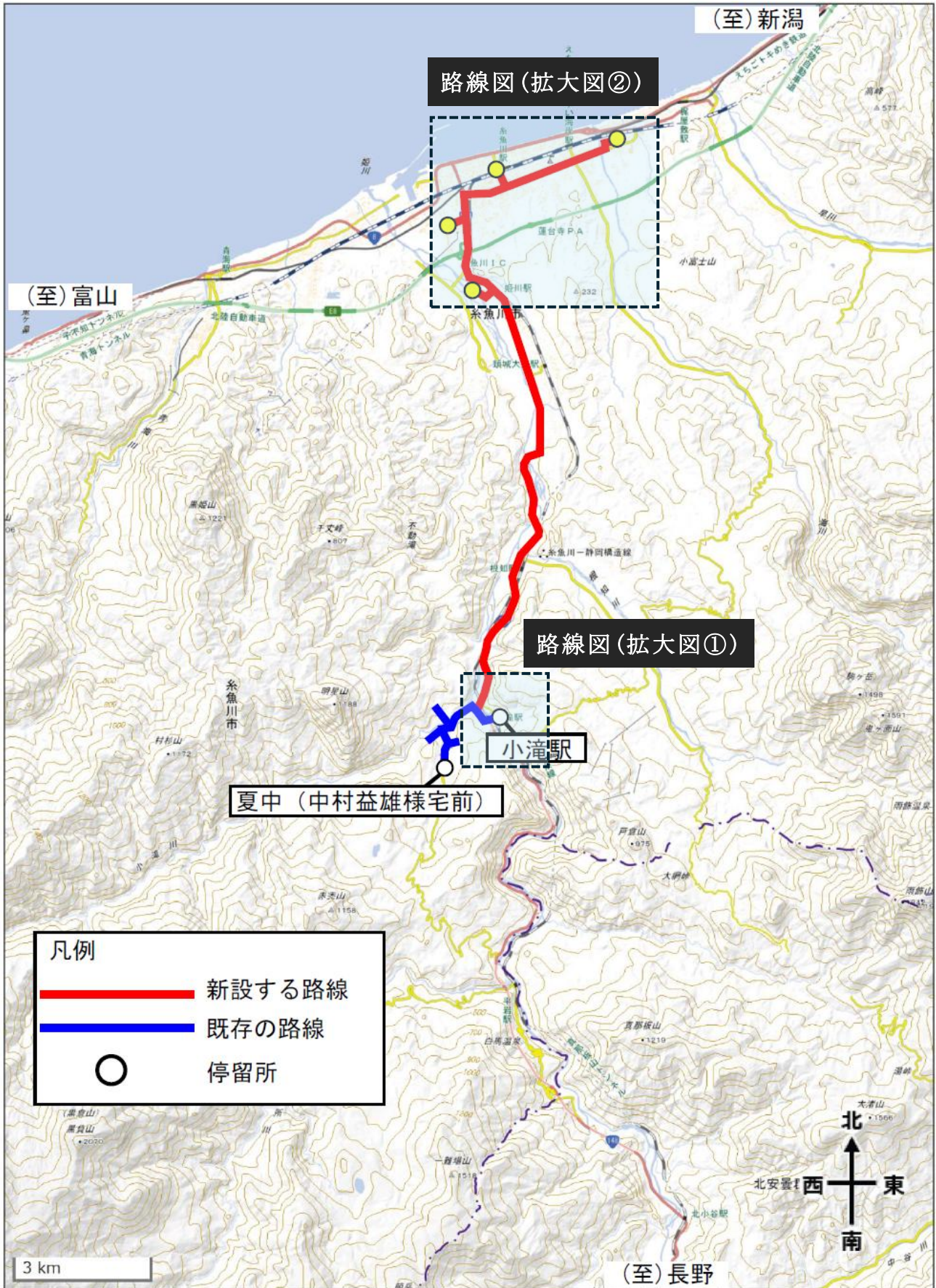
本件について、糸魚川市地域公共交通協議会において、協議が調った場合、道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書を発行する。

路線図（拡大図） きらら青海・玉ノ木線



| 凡例 | |
|---|-----------------|
|  | 新設する路線（約0.28km） |
|  | 既存の路線 |
|  | 停留所 |

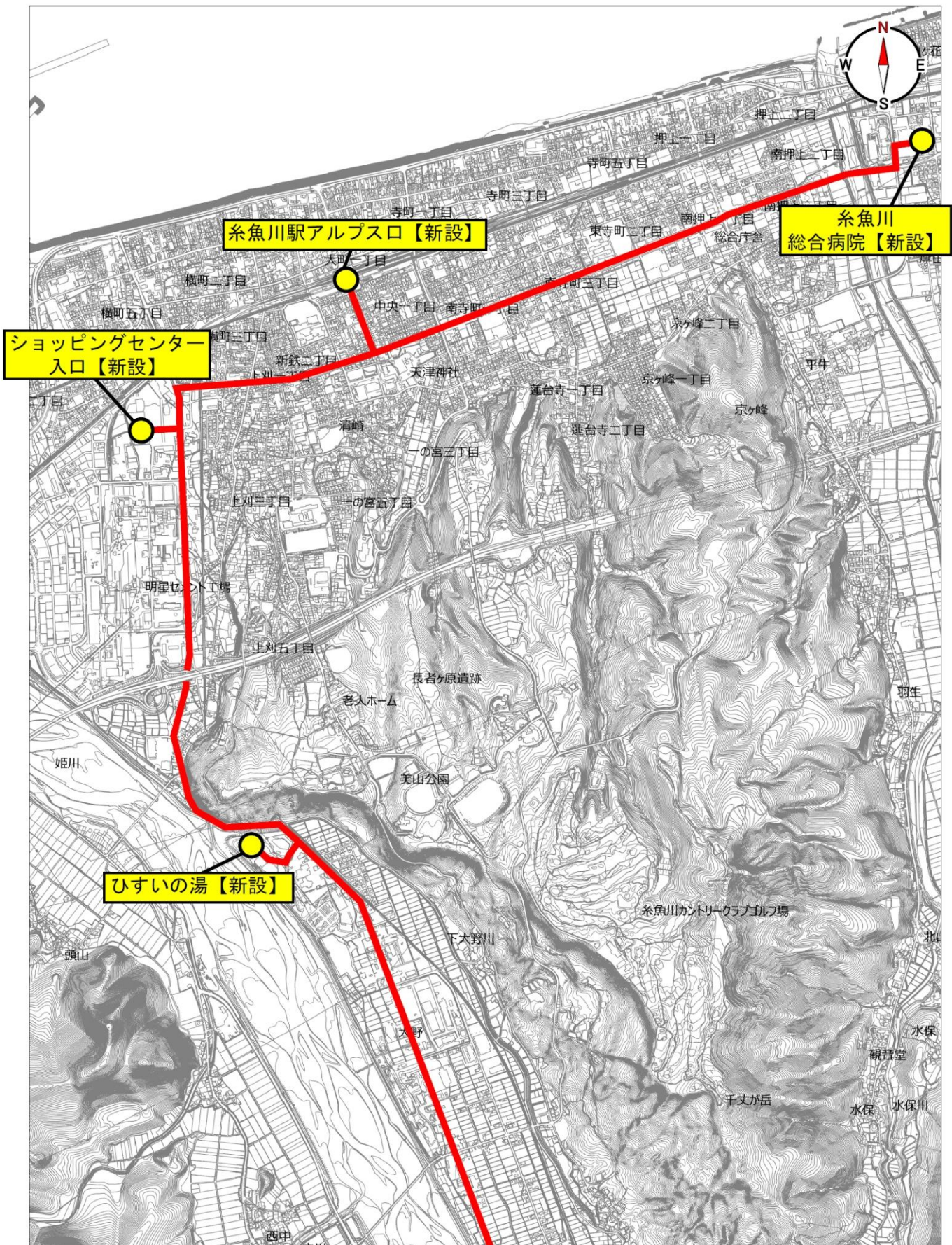
路線図 (全体図) 夏中・小滝駅線



出典：「地理院地図(電子国土WEB)」(国土地理院)

<https://maps.gsi.go.jp/#15/36.980958/137.682037/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0> をもとに糸魚川市都市政策課作成

路線図（拡大図②） 夏中・小滝駅線



糸魚川市地域公共交通協議会規約の一部改正

糸魚川市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

| 改正案 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|--------------------|----------|-----|-----------|---|----|----|--------------------|----------|-----|-----------|
| 糸魚川市地域公共交通協議会規約 | 糸魚川市地域公共交通協議会規約 | | | | | | | | | | | | |
| 第1条～第4条 〔略〕 | 第1条～第4条 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| (協議事項) | (協議事項) | | | | | | | | | | | | |
| 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 | 第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 | | | | | | | | | | | | |
| (1)～(2) 〔略〕 | (1)～(2) 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 <u> </u> に規定する事業等に関すること。 | (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 <u>第2条第1項</u> に規定する事業等に関すること。 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 〔略〕 | (4) 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| 第6条～第17条 〔略〕 | 第6条～第17条 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| 附 則 | 附 則 | | | | | | | | | | | | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | | | | | | | | | | | | |
| この規程は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 | この規程は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 | | | | | | | | | | | | |
| <u>この規程は、令和8年1月23日から施行する。</u> | | | | | | | | | | | | | |
| 別表（第6条関係） | 別表（第6条関係） | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委員</th></tr></thead><tbody><tr><td>活性化再生法第6条第2項第1号の委員</td><td>糸魚川市 副市長</td></tr><tr><td>活性化</td><td>糸魚川バス株式会社</td></tr></tbody></table> | 区分 | 委員 | 活性化再生法第6条第2項第1号の委員 | 糸魚川市 副市長 | 活性化 | 糸魚川バス株式会社 | <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>委員</th></tr></thead><tbody><tr><td>活性化再生法第6条第2項第1号の委員</td><td>糸魚川市 副市長</td></tr><tr><td>活性化</td><td>糸魚川バス株式会社</td></tr></tbody></table> | 区分 | 委員 | 活性化再生法第6条第2項第1号の委員 | 糸魚川市 副市長 | 活性化 | 糸魚川バス株式会社 |
| 区分 | 委員 | | | | | | | | | | | | |
| 活性化再生法第6条第2項第1号の委員 | 糸魚川市 副市長 | | | | | | | | | | | | |
| 活性化 | 糸魚川バス株式会社 | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 委員 | | | | | | | | | | | | |
| 活性化再生法第6条第2項第1号の委員 | 糸魚川市 副市長 | | | | | | | | | | | | |
| 活性化 | 糸魚川バス株式会社 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| 再生法 第6条 第2項 第2号 の委員 | 頸城自動車株式会社 | 再生法 第6条 第2項 第2号 の委員 | 頸城自動車株式会社 |
| | 株式会社ツカダ運輸 | | 株式会社ツカダ運輸 |
| | 有限会社早川観光タクシー | | 有限会社早川観光タクシー |
| | 有限会社糸魚川タクシー | | 有限会社糸魚川タクシー |
| | 富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長 | | 富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長 |
| | 糸魚川ハイヤー協会 | | 糸魚川ハイヤー協会 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 | | 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 |
| | えちごトキめき鉄道株式会社 | | えちごトキめき鉄道株式会社 |
| | 国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長 | | 国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長 |
| | 新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長 | | 新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長 |
| <u>活性化 再生法 第6条 第2項 第3号 の委員</u> | 糸魚川警察署 交通課長 | <u>活性化 再生法 第6条 第2項 第3号 の委員</u> | 糸魚川警察署 交通課長 |
| 活性化 再生法 第6条 第2項 第4号 の委員 | 地域公共交通の利用者または市民（能生地域） | | 地域公共交通の利用者または市民（能生地域） |
| | 地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域） | | 地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域） |
| | 地域公共交通の利用者または市民（青海地域） | | 地域公共交通の利用者または市民（青海地域） |
| | 糸魚川市校長会 | | 糸魚川市校長会 |
| | 糸魚川市老人クラブ連合会 | | 糸魚川市老人クラブ連合会 |
| | 福祉関係者 | | 福祉関係者 |
| | くびき労働組合糸魚川バス部会 | | くびき労働組合糸魚川バス部会 |
| | 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長 | | 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長 |
| | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当） | | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当） |
| | 新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監 | | 新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監 |
| | 糸魚川市観光協会 | | 糸魚川市観光協会 |
| | 能生商工会 | | 能生商工会 |
| | 糸魚川商工会議所 | | 糸魚川商工会議所 |
| | 青海町商工会 | | 青海町商工会 |

糸魚川市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条に基づき、糸魚川市地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、糸魚川市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、糸魚川市一の宮一丁目2番5号糸魚川市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(1) 活性化再生法に関すること。

- ① 交通計画の作成及び変更に関すること。
- ② 交通計画の実施に関すること。

(2) 道路運送法に関すること。

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- ② 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1項に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する事業等に関すること。

(4) 協議会の運営方法に関すること。

(5) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監査員 2人

- 3 会長は、糸魚川市副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
- 7 監査員は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、糸魚川市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者（以下「関係者」という。）に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

この規程は、平成29年4月13日から施行する。

この規程は、令和元年5月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

この規程は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この規程は、令和8年1月23日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区分 | 委員 |
|----------------------------|--|
| 活性化再生法 第6条第2項 第1号の委員 | 糸魚川市 副市長 |
| 活性化再生法 第6条第2項 第2号の委員 | 糸魚川バス株式会社 |
| | 頸城自動車株式会社 |
| | 株式会社ツカダ運輸 |
| | 有限会社早川観光タクシー |
| | 有限会社糸魚川タクシー |
| | 富山県下新川郡朝日町 公共交通担当部署の長 |
| | 糸魚川ハイヤー協会 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 |
| | えちごトキめき鉄道株式会社 |
| | 国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 副所長 |
| | 新潟県糸魚川地域振興局地域整備部 維持管理課長 |
| 活性化再生法 第6条第2項 第3号の委員 | 糸魚川警察署 交通課長 |
| 活性化再生法 第6条第2項 第4号の委員 | 地域公共交通の利用者または市民（能生地域） |
| | 地域公共交通の利用者または市民（糸魚川地域） |
| | 地域公共交通の利用者または市民（青海地域） |
| | 糸魚川市校長会 |
| | 糸魚川市老人クラブ連合会 |
| | 福祉関係者 |
| | くびき労働組合糸魚川バス部会 |
| | 国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長 |
| | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官 （企画調整担当） |
| | 新潟県糸魚川地域振興局 地域振興監 |
| | 糸魚川市観光協会 |
| | 能生商工会 |
| | 糸魚川商工会議所 |
| 青海町商工会 | |